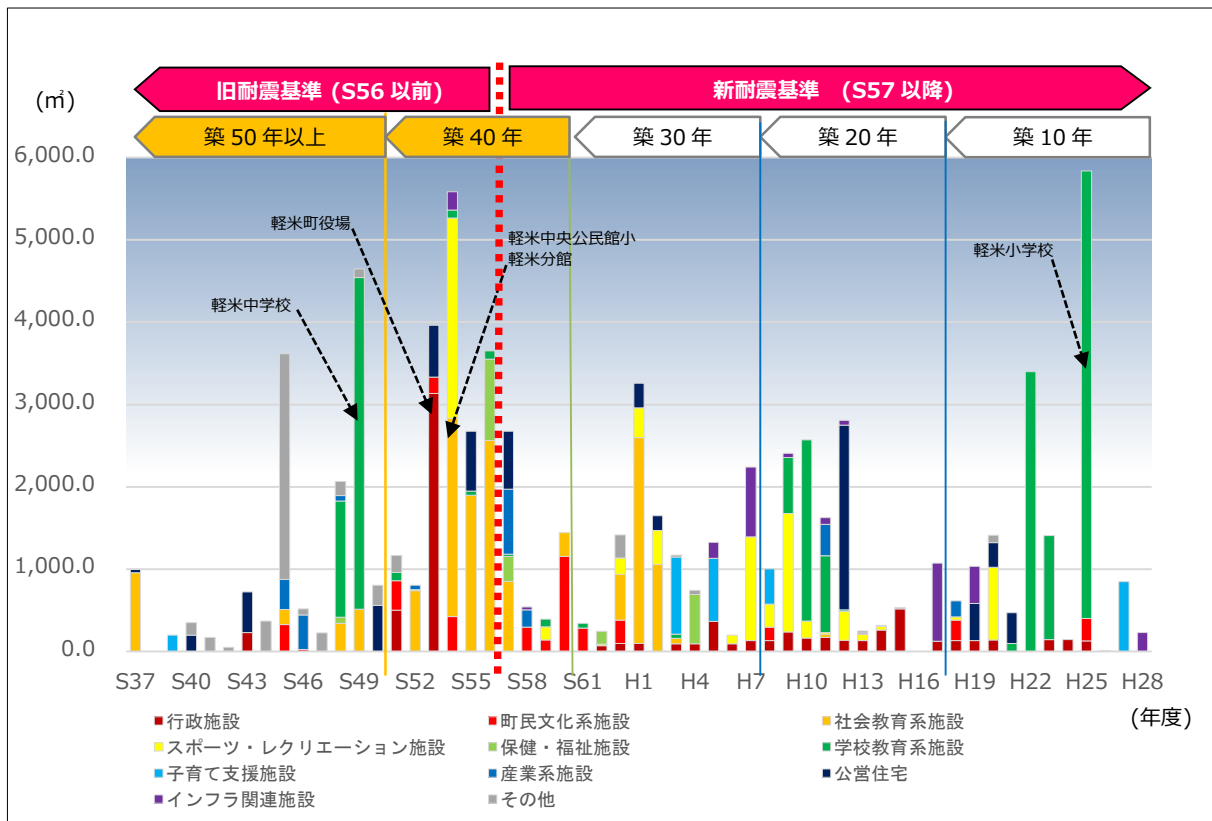


平成29年3月

	インフラ資産	延 長(m)	面 積(m ²)
道路	町道	349,724	1,739,189
	農道	20,878	151,266
	林道	95,341	457,325
	自転車歩行者道（町道）	14,293	35,524
	自転車歩行者道（農道）	482	967
橋りょう	橋りょう（町道）	2,293	13,800
	橋りょう（農道）	505	4,548
上水道	上水道	162,608	-
	簡易水道	24,873	-
下水道	下水道	19,127	-

【公共建築物の建築年別の整備状況】

一般的に大規模改修の目安とされている建築後30年を経過した公共建築物の延床面積は37,970㎡で、全体の48.6%を占めています。今後老朽化がさらに進行し、維持・更新や大規模改修が集中することで、大きな財政負担となることを示しています。



公共施設等の投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

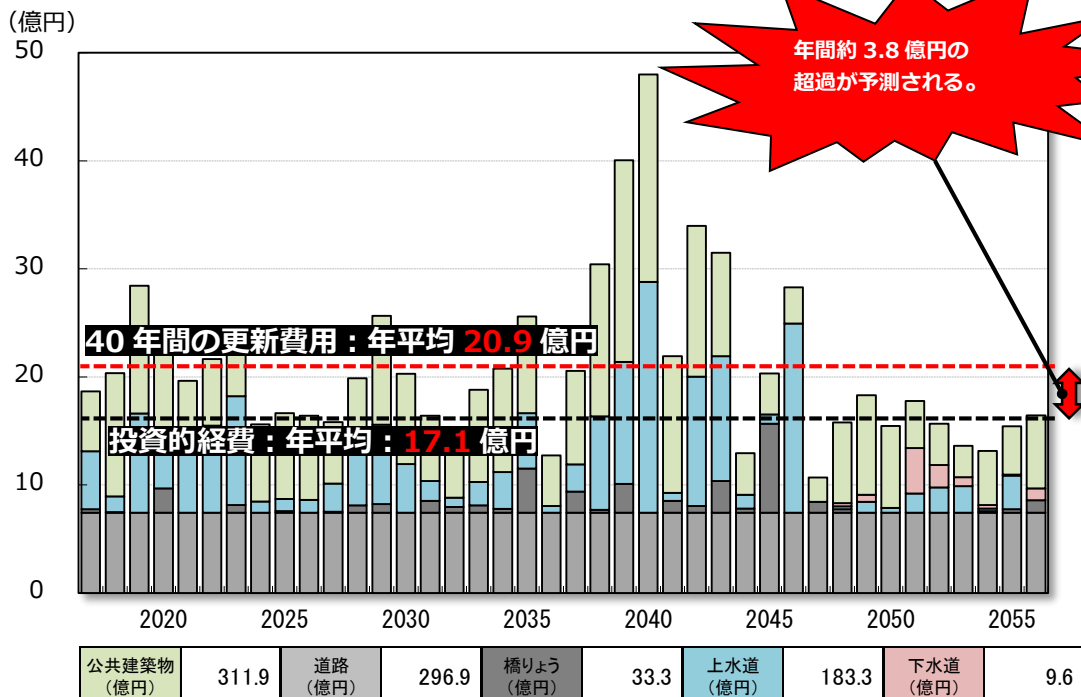
【試算結果】

公共施設等の投資的経費の見通し及び維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合、どの程度の見込みとなるか試算しました。

○ 直近5年間の投資的経費：年平均**17.1億円**(平成27年度までの5年間)

○ 年更新費用：**20.9億円(40年間総額：835.0億円 ÷ 40年間)**

これまでの維持・更新費用を今後も支出可能と仮定した場合、今後、新たな整備を行わないとしても、**1年あたりの事業費が約3.8億円超過**する見込みとなります。



現状や課題に関する基本認識(3つの課題)

【人口減少・少子高齢化社会への対応】

本町の人口は、平成27年国勢調査では1万人を割り込み、平成52年には7,544人まで減少すると推計され、人口減少と少子高齢化がこれまで以上に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

【公共建築物の大規模改修・建替え等への対応】

本町の公共建築物は、今後40年間で311.9億円の更新等に係る経費が見込まれ、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するため、総量縮減の検討や、更新等に係る経費を平準化させるなど、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組む必要があります。

【厳しさを増す財政状況への対応】

本町の財政状況は、今後の生産年齢人口が減少することに伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。

また、限られた財源の中で、効率的な公共施設等の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方(3つの視点)

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、全庁的かつ長期的な視点に基づいた「3つの視点」を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

【視点1：供給量の適正化】

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設等のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、**「供給量の適正化」**を図ります。

【供給に関する基本方針】

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続するうえで廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

【視点2：既存施設の有効活用】

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続する必要がある施設は、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、**「既存施設の有効活用」**を図ります。

【品質に関する基本方針】

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

【視点3：効率的な管理・運営】

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設等の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、**「効率的な管理・運営」**を推進します。

【財務に関する基本方針】

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

具体的な取組方策

【1. 点検・診断等の実施方針】

○公共建築物

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、公共施設を建設時期によって、①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における実施方針を整理します。

○インフラ資産

施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。
次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

【2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針】

○公共建築物

施設の更新は、適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指しトータルコストの縮減に努めます。また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図り、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視し、建物寿命を延命化し建替え等に係る負担の軽減を図ります。

○インフラ資産

費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

【3. 安全確保の実施方針】

○公共建築物

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況等を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

○インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

【4. 耐震化の実施方針】

○公共建築物

本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設について、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

○インフラ資産

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

【5. 長寿命化の実施方針】

○公共建築物

定期的な点検・大規模改修などを計画的・効果的に実施することにより、耐用年数の延命化を推進し、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも、耐久性の高い施設は用途変更を検討し、長期間使用することを目指し、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

○インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

【6. 複合化・集約化や廃止の実施方針】

○公共建築物

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

○インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

【7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針】

○庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

を活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

○民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。これまで、軽米町行政改革大綱等に基づき、指定管理者制度の導入などを行ってきましたが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPPやPFIの導入についても検討し、民間企業の資金やノウハウ

○情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に公共施設等の町の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

全庁的な取組体制の構築、情報管理、共有のあり方

【全庁的な取組体制の構築】

これまででは、公共施設等の所管課ごとに保有する公共施設等の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組体制を構築します。また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

【情報管理・共有のあり方】

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、今回把握した各施設の情報を一元的に扱うデータベースとして活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示すPDCAサイクルを実施していくことが重要です。

①計画（Plan）

上位・関連計画との整合に留意して、本計画を策定します。

②実施（Do）

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

③検証（Check）

供給、品質、財務の観点や、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を実施します。

④改善（Action）

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。また、必要に応じて「Plan（計画）」を見直します。

